

平成30年7月豪雨による災害を踏まえたP R T R制度の実施に関する対応について（周知資料）

○特定非常災害特別措置法に基づく措置

平成30年6月28日に「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が遡りで施行され、平成30年7月豪雨による災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」といいます。平成8年法律第85号）」に基づく「特定非常災害」に指定されるとともに、期限内に履行されなかった義務に係る免責等の特例措置を行うことが決定されています。

これに基づき、平成30年7月豪雨により法令上の履行期限までに履行されなかった義務については、平成30年9月28日までに当該義務が履行された場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととなっています。（免責の対象となる義務は、法第4条第1項の要件に該当する全ての義務です。）

これに関し、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）」に基づくP R T R制度に関しては、下記が対象となっていますので改めてお知らせいたします。

記

■第一種指定化学物質に関する排出・移動量の届出の期限超過に関する免責（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項）

【参考URL】

◎「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行について（リンク：内閣府）

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/180714_hijousaigaiseireishitei_01.pdf

◎特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（条文）（リンク：e-Gov法令データ提供システム）

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=408AC0000000085#17

◎平成30年7月豪雨への対応（リンク：経済産業省／環境省）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

平成30年7月豪雨による災害を踏まえたP R T R制度に基づく届出に関するQ & A

【1. 届出方法関係】

問1-1：これまで電子届出を行ってきたが、インターネットが利用できない。どのように届出を行えばよいでしょうか。

(回答)

書面届出や磁気届出での届出をお願いします。

問1-2：パソコンが紛失等して届出書がダウンロード（入手）できない。どのように届出書を入手したらよいでしょうか。

(回答)

①届出先の自治体窓口で入手可能であれば、自治体窓口から入手してください。

②自治体からの入手ができない場合には、国から郵送いたしますので、問い合わせ先まで御連絡ください。

問1-3：本社が被災した事業所に代わり届出をしたいが可能でしょうか。

(回答)

①書面届出及び磁気届出の場合：本社が代わりに届出することができます。

②電子届出の場合：問い合わせ先まで御連絡ください。

【2. 算出方法関係】

問2：災害により、在庫量や排出量等のデータを紛失し、排出量等の算出ができない。どのように排出量等を算出したらよいでしょうか。

(回答)

算出方法については、物質収支による方法等のほか、法令上「その他の確に算出できる方法」も可能となっています。つきましては、在庫量や排出量等のデータを紛失した場合には、売上額等のデータ等により、可能な範囲内で排出量等を推計してください。

例えば、昨年度との売上額等の比較を行い、昨年度とおおよそ同等、1.5倍程度であれば、排出量等についても昨年度データと同等、1.5倍程度として排出量を推計すること等が考えられます。（過去の届出排出量等は必要に応じて情報提供させていただきます。）

また、本件について不明な点等がありましたら、個別にお問い合わせください。

※平成31年度に届け出ていただく平成30年度の排出量等については、7月豪雨による災害関連流出分についても、環境中に排出されたものとして届出いただく必要があります。

【3. 届出事業者の要件関係】

問3-1：災害の影響で平成30年4月1日以降に「事業者」が廃業する／した場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

平成30年4月1日時点で事業者が存在している場合には、届出が必要となります。

問3-2：災害の影響で「事業所」が廃止となった場合、届出は必要でしょうか。

(回答)

廃止となった事業所を有していた事業者が存在している場合は、当該廃止された事業所に関する届出が必要となります。当該事業者が廃止した事業所の所在していた都道府県（又は権限委譲がなされている市町村）を経由して届出を行ってください。